



利便性が高く“持続可能”な  
公共交通網の形成を目指して

# 越谷市地域公共交通網形成計画 (概要版)

計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度  
(2016 年度～2020 年度)



平成 28 年 3 月  
越 谷 市

## ごあいさつ



本市の公共交通は、東武スカイツリーライン6駅とJR武蔵野線2駅の市内8駅からのアクセスを基本に、路線バスや乗用タクシーが事業者によって整備されてきました。

しかしながら、今後さらに少子・高齢化が進み、人口減少社会に移行しようとするなか、高齢者ドライバーの交通安全対策、マイカー送迎における負担の解消、高齢者の外出支援による健康寿命の増進などへの取組が課題となっております。

このような状況を踏まえ、本市の公共交通の課題を明確にし、本市のまちづくりを支える公共交通網の充実を図るため、平成26年度に、新方地区におけるミニバスの試験運行等の公共交通基礎調査を実施し、平成27年4月には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、国、埼玉県、越谷市、公共交通事業者、市民等から構成された越谷市地域公共交通協議会を設立いたしました。そして、この協議会において、本市の公共交通のマスタープランとなる越谷市地域公共交通網形成計画の作成に向けた協議を行い、このたび、策定にいたしました。

この計画では、「利便性が高く持続可能な公共交通網の形成」を基本方針とし、その実現のための3つの目標を設定し、今後5年間に取り組むべき事業を整理しております。今後は、本計画に基づき、基本方針・目標の実現に向け取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、市民アンケート、パブリック・コメント等を通じて貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様、越谷市地域公共交通協議会委員の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月 越谷市長 高橋 努

### 越谷市地域公共交通網形成計画（概要版）目次

- 第1章 はじめに P. 1
- 第2章 越谷市の公共交通の現状と課題 P. 2 ~ P. 4
- 第3章 基本方針・計画の目標 P. 4 ~ P. 6
- 第4章 実施事業等 P. 7 ~ P. 15
- 第5章 計画の実現の向けて P. 16 ~ P. 17

# 第1章 はじめに

## 1-1 計画の位置づけ

本計画は、第4次越谷市総合振興計画を上位計画とし、その他配慮すべき計画については関連計画として、これらの計画と整合・連携を図り展開するものとします。また、交通政策基本法、交通政策基本計画の考え方とも整合・連携していきます。

なお、本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年五月二十五日法律第五十九号)」第5条に基づき、越谷市地域公共交通協議会と協議のうえ、「越谷市地域公共交通網形成計画」を策定するものです。

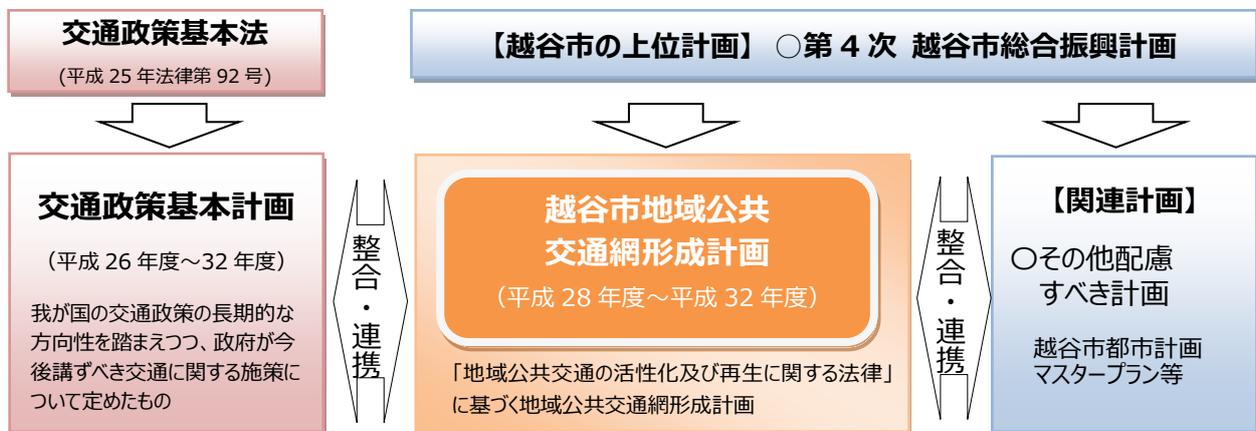


図 計画の位置づけ

## 1-2 計画区域と計画期間

本計画は、越谷市の全域を計画区域とします。計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間です。



図 計画の区域

## 第2章 越谷市の公共交通の現状と課題

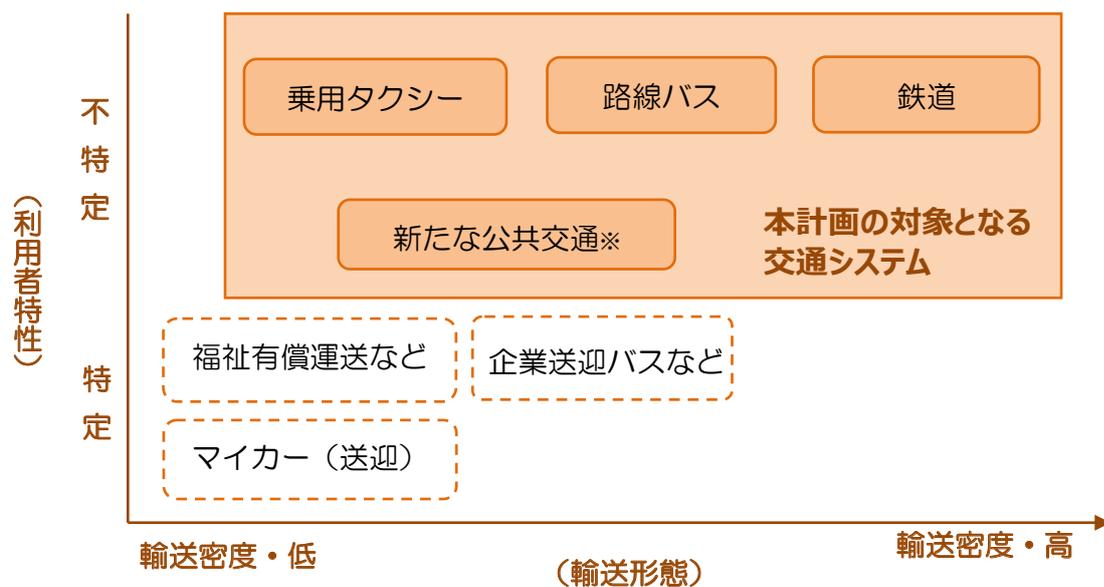
### 2-1 越谷市の公共交通の現状

#### 【交通システム】

本計画では、不特定の方が利用する交通システムである「鉄道」、「路線バス」、「乗用タクシー」、「新たな公共交通※」を公共交通とし、計画の対象とします。

このほか、特定利用となる福祉有償運送や企業送迎バス、病院の患者送迎バス、福祉施設の送迎バスなどの個別輸送バスも運行されています。

これらの送迎バス等は、本計画における公共交通の対象外となるものの、特定利用の福祉有償運送や企業送迎バス、病院の患者送迎バス、福祉施設の送迎バスなどの個別輸送バスについても、十分連携しながら、市民の移動環境を整備していくことが必要であるため、現状を把握しながら、今後、連携方策等を研究していくこととします。



※新たな公共交通：（例）コミュニティバス、乗合タクシー等

**【鉄道】**本市は、東武鉄道伊勢崎線（路線愛称名：東武スカイツリーライン）が市の中央を南北に、J R 武蔵野線が市の南部を東西に運行しており、東武鉄道伊勢崎線（路線 愛称名：東武スカイツリーライン）は 6 駅、J R 武蔵野線は 2 駅があります。

**【バス路線】**市内では 81 系統のバス路線が運行されています。（平成 27 年 12 月 1 日時点）

**【乗用タクシー】**埼玉県乗用自動車協会の県南東部交通圏に加入している市内のタクシー事業者 8 社や個人タクシー事業者等により、市内全域で乗用タクシーを利用できる状況となっています。

## 2-2 本市の公共交通の課題

本市の公共交通の課題は以下のとおりです。

課題① 鉄道駅周辺への移動の確保

課題② 高齢者の移動の確保の視点

課題③ 道路状況に見合った車両での運行

課題④ 鉄道や路線バスを利用しづらい地域から鉄道駅や各地区の拠点への移動の確保

課題⑤ 新たな公共交通の確立

課題⑥ 市民ニーズの適切な把握

## 2-3 課題を踏まえた公共交通の方向性について

本市の公共交通の課題を踏まえ、公共交通の方向性を以下のとおり整理します。

### <方向性 1> 公共交通網の考え方

⇒各公共交通機関の役割を明確にし、既存の公共交通網を活用しながら、本市に適した公共交通網を形成します。

### <方向性 2> 鉄道・路線バスの利用圏域やサービス水準の考え方

⇒鉄道や路線バスを利用しづらい地域については、バス事業者によるバス路線の維持・充実や市民と市の協働による新たな公共交通を構築します。

### <方向性 3> 持続可能な公共交通としての考え方

⇒公共交通を持続可能なものとするため、市民、公共交通事業者、市の協働体制を構築します。

## 2-4 新規交通検討地域等の設定

今後、市内の公共交通の利便性を高めるため、次のとおり地域を設定し、それぞれの区域に合わせて乗合交通の利便性の向上を目指します。

**赤・青…乗合交通利用圏域**（鉄道駅から1 km もしくはバス停から300m以内の区域）

**白…新規交通検討地域**（市内の乗合交通利用圏域以外の地域）

※なお、平成22年度時点の乗合交通利用圏域の面積カバー率は、約71.2%、人口カバー率は約86.8%となっています。

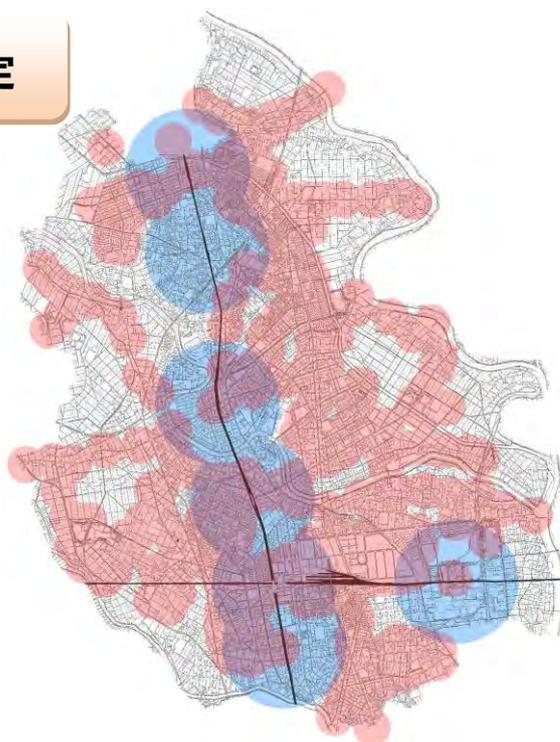


図 市内の新規交通検討地域等（平成27年10月時点）

## 第3章 基本方針・計画の目標

### 3-1 基本方針・計画の目標

第2章で整理した内容を踏まえ、本市のまちづくりを支える公共交通網の充実を図るため、本市の今後の公共交通網の基本方針、計画の目標を以下の通り設定します。

基本方針

**利便性が高く“持続可能”な公共交通網の形成**

計画の目標

**目標1** 地域に適した 公共交通網 を形成します

**目標2** 鉄道や路線バスを利用しづらい地域などの サービス改善 を図ります

**目標3** 公共交通を持続可能なものとするための 仕組み（体制やルール） をつくります

## 3 - 2 本市の公共交通網の方針

基本方針に基づき、本市の公共交通網の方針を以下の2つのとおりとします。

### ●各公共交通機関の役割を明確にし、既存の公共交通網を活用します。

【各公共交通機関の役割】

-  鉄道 他都市との広域移動と市内の移動を担う市民の移動軸として、また、大量の移動需要に対応する役割を果たします。
-  バス路線 地域間または地域内の移動を担う市民の移動軸として、また、鉄道とタクシーの中間の移動需要に対応する役割を果たします。
-  乗用タクシー 福祉や観光を含めた多様な利用者ニーズにきめ細かく対応できる公共交通機関として、また、少量の移動需要に対応し、ドアツードアの特性を活かした面的な移動や時間帯を幅広く対応する役割を果たします。

### ●新規交通検討地域では、バス事業者によるバス路線の新設や市民、公共交通事業者、市の協働体制による新たな公共交通を構築します。

【乗合交通の充実】

-   バス路線(新設) 都市計画道路の整備等と合わせ、バス路線の新設を検討します。
-   新たな公共交通 新規交通検討地域において、既存の乗合交通と連携し、市民、公共交通事業者、市の協働による新たな公共交通の運行を検討します。

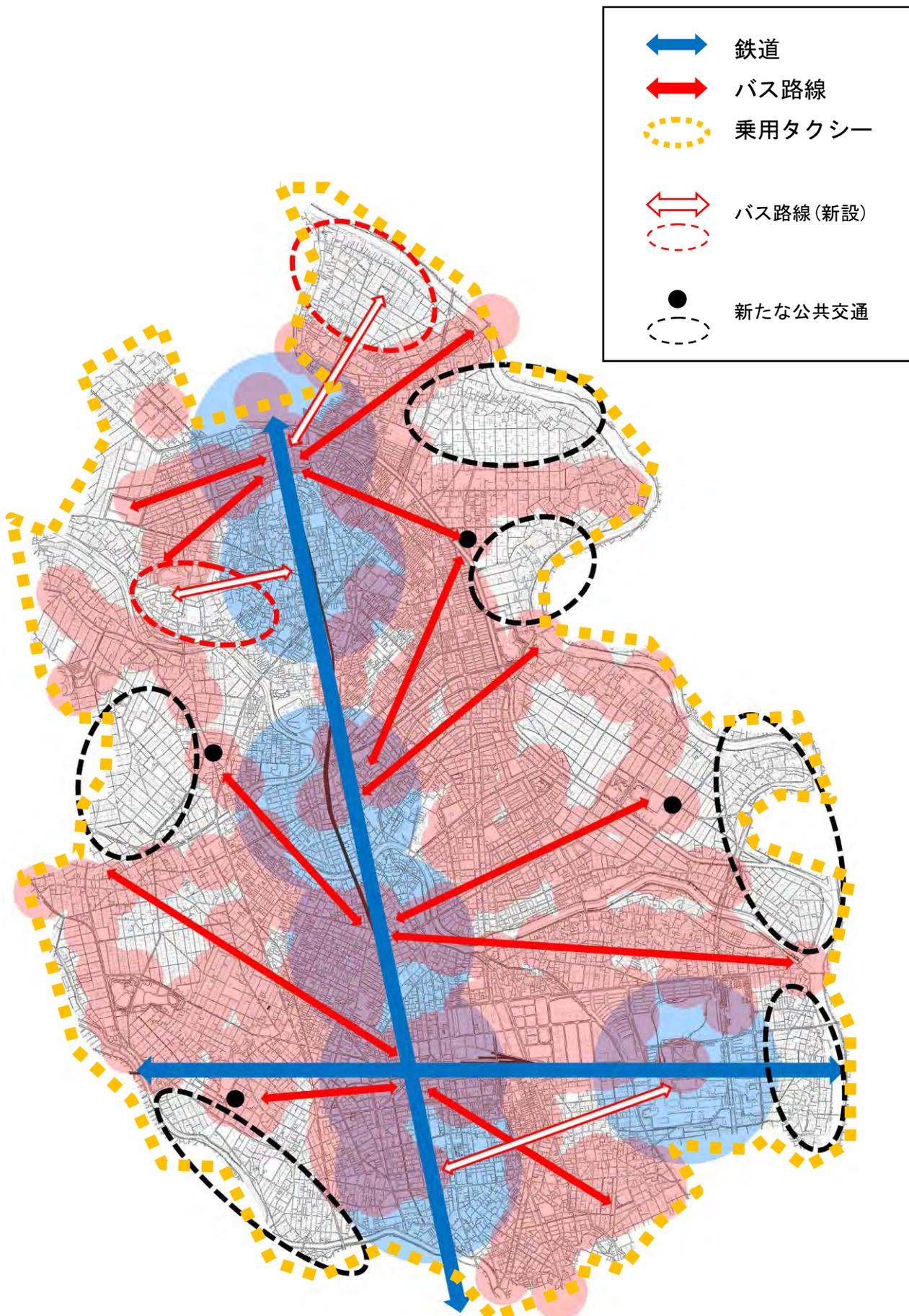


図 本市の公共交通網方針図 (イメージ)

## 第4章 実施事業等

### 4-1 実施事業とスケジュール

3つの事業（事業1：公共交通網の形成事業、事業2：鉄道や路線バスを利用しづらい地域のサービス改善事業、事業3：公共交通を持続可能なものとするための仕組みづくり事業）に基づき、事業メニューを設定し、計画期間内に目標の達成に向けて取り組むものとします。

以下に、実施事業とスケジュールの一覧を示します。

#### <実施事業とスケジュール一覧>

事業メニュー		実施年度	H28	H29	H30	H31	H32
<b>事業1 公共交通網の形成事業</b>							
バス路線の維持・充実	1-1 バス路線の維持・充実		検討・整備				
	1-2 ノンステップバスの導入促進		導入				
	1-3 バス停利用環境の改善		検討・整備				
	1-4 サイクルアンドバスライド拠点の整備		検討・整備				
駅の交通結節機能の強化	1-5 交通結節機能の強化 (ダイヤ接続や案内等)		検討・整備				
	1-6 駅のバリアフリー化 (内方線付き点状ブロックの設置等)		検討・整備				
<b>事業2 鉄道や路線バスを利用しづらい地域のサービス改善事業</b>							
バス路線の新設	2-1 バス路線の新設		検討・整備				
新たな地域公共交通の検討	2-2 関係者の協働による新たな公共交通の導入に向けた取り組み（モデル地区）		準備・導入				
	2-3 関係者の協働による新たな公共交通の導入に向けた取り組み（展開地区）			準備・導入			
<b>事業3 公共交通を持続可能なものとするための仕組みづくり事業</b>							
仕組みづくり	3-1 市民との連携による新たな公共交通の仕組みの形成（ガイドラインの作成）		作成				
利用促進活動	3-2 案内マップ、利用促進ツールなどの作成		作成	配布・見直し等			
	3-3 モビリティ・マネジメント		実施				

## 4-2 具体的な取り組み内容

### 事業 1. 公共交通網の形成事業（目標 1 に対応する事業）

#### 事業 1-1. バス路線の維持・充実

バス路線は、通勤、通学あるいは通院など日常生活に欠かせない移動手段です。バス路線を維持・充実していくために、市民、バス事業者、市が連携して事業の実現に努めます。

##### 【実施主体】

###### 市民

バス路線の積極的な利用によりバス路線を維持します。

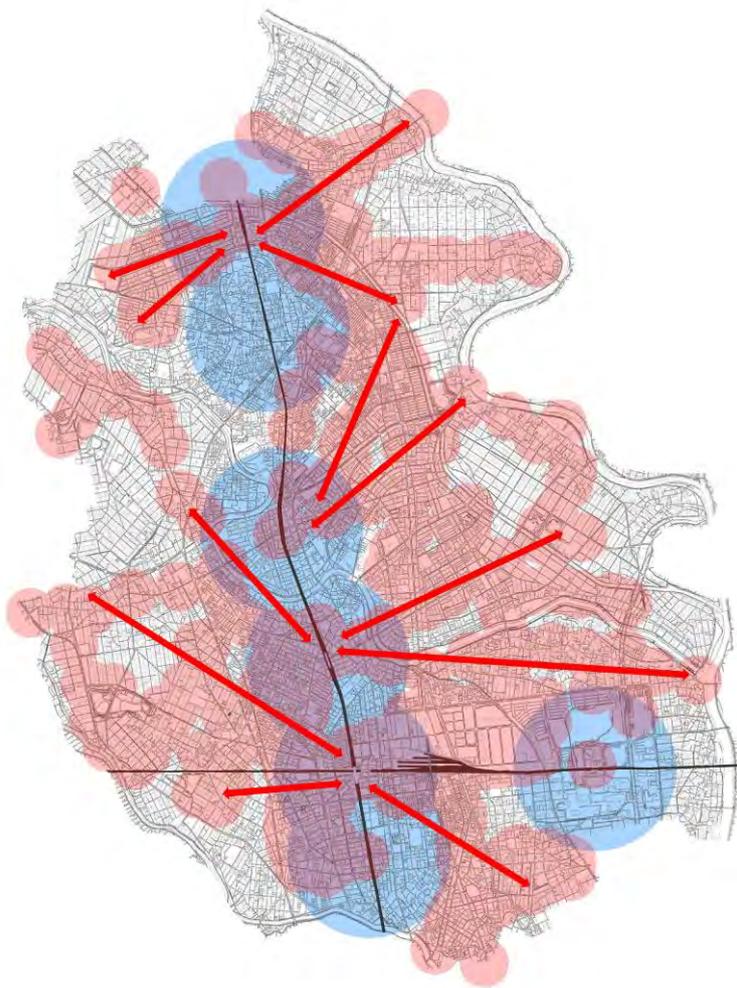
###### バス事業者

市民のニーズに応じて路線の増便・延伸等に努めます。

##### 【協力】

###### 市

バス路線の延伸や渋滞解消に向けた道路整備やバス路線のPR活動を行います。また、市民要望を事業者へ情報提供します。



## 事業 1-2.ノンステップバスの導入促進

高齢者、障がい者、妊婦をはじめ誰もが快適に路線バスを利用できるよう、ノンステップバスの導入を促進します。

ノンステップバスを導入することで乗り降りの抵抗が低減され、車いす利用者などが路線バスを利用して移動しやすくなります。

### 【実施主体】

#### バス事業者

ノンステップバスの導入促進を図ります。

### 【協力】

#### 市（国・県）

ノンステップバス導入の支援を行います。

## 事業 1-3.バス停利用環境の改善

乗降者数の多いバス停において、バス停の上屋やベンチの設置に努めます。

また、埼玉県「出歩きやすいまちづくり～バスでつなぐ・人がつながる～」事業と連携し、バス停の近くでバスを気軽に待つことができる施設と協力し、利用者が待合しやすい「バスまちスポット」「まち愛スポット」の登録拡大を推進します。

### 【実施主体】

#### バス事業者

利用者の多いバス停の上屋の設置に努めます。

### 【協力】

#### 市

バス事業者と連携を図り、上屋の設置を推進します。

バスまちスポット等の整備箇所の拡大に努めます。

### ●バス停の上屋設置状況

せんげん台駅



### ●「バスまちスポット」の整備箇所 増林地区センター・公民館



## 事業 1-4. サイクルアンドバスライド拠点の整備

市内各地にあるバス停について、サイクルアンドバスライドの必要性や可能性を検討し、バス停付近に自転車駐輪場を整備することを検討します。

### 【実施主体】

#### 市

バス停が付近にある公共施設等において、当該施設利用者以外に、路線バス利用者にも駐輪場が利用できるよう駐輪場の整備等を検討します。

#### ● 埼玉県吉川市におけるバス停周辺の駐輪場整備実施例



## 事業 1-5. 交通結節機能の強化（ダイヤ接続や案内等）

鉄道駅の改札付近で、バス停や周辺の観光案内などの情報を多言語で分かりやすく表示することにより、乗り継ぎの円滑化等を図ります。

また、発着するバス路線のダイヤについて、乗り継ぎしやすいダイヤの設定を検討することで、目的地や自宅まで連続して移動しやすい環境づくりを進めます。

### 【実施主体】

#### 市

鉄道駅の改札付近にバス停や周辺の観光案内などの情報を、多言語で分かりやすく表示することを検討します。

#### バス事業者、鉄道事業者

乗り継ぎしやすいダイヤの設定を検討します。

#### 鉄道事業者

案内板等の設置に協力します。

## 事業 1-6. 駅のバリアフリー化（内方線付き点状ブロックの設置等）

市内各駅において、高度なバリアフリー化を図るため、視覚障がい者の方がホームの内側を認識できるための「内方線付き点状ブロック」の設置等を進めます。

### 【実施主体】

#### 鉄道事業者

内方線付き点状ブロックの設置促進を図ります。

ホームドアの設置の検討を行います。

### 【協力】

#### 市（国・県）

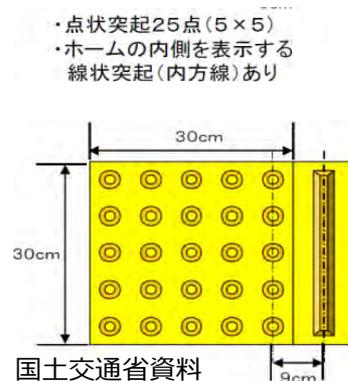
内方線付き点状ブロックの設置等に協力していきます。

### ●内方線付き点状ブロックの設置イメージ

未設置（せんげん台駅・北越谷駅・  
越谷駅・蒲生駅）



設置済み（大袋駅・新越谷駅・  
南越谷駅・越谷レイクタウン駅）



## 事業 2. 鉄道や路線バスを利用しづらい地域のサービス改善事業（目標 2 に対応する事業）

### 事業 2-1. バス路線の新設

公共交通網方針図に示す赤の破線エリアへのバス路線の新設等を検討します。

なお、土地区画整理事業、公園事業、街路事業などと連携して整備を図ることで、本市のまちづくりと一体となった公共交通網の充実を図っていきます。

### 【実施主体】

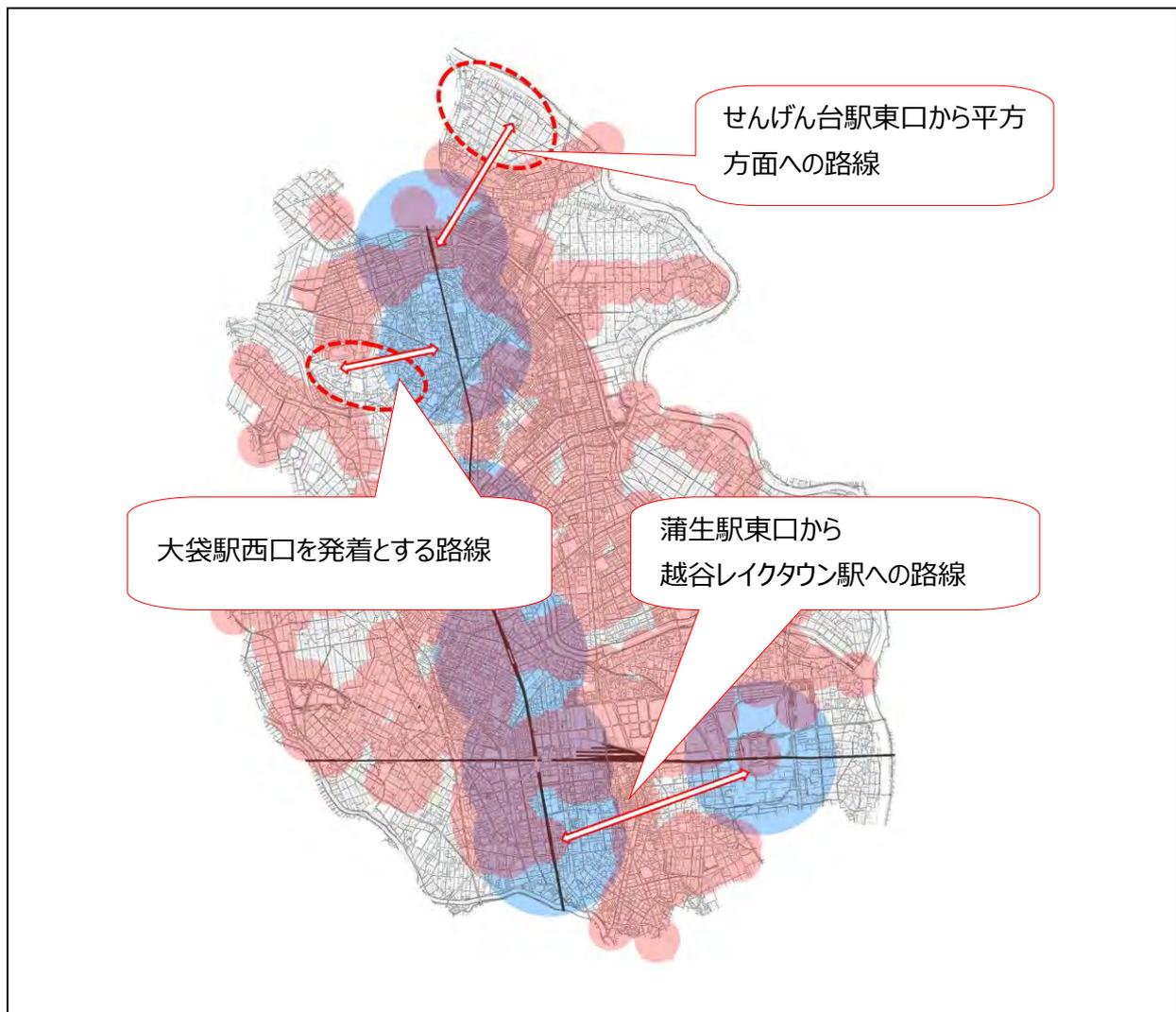
#### バス事業者

既存路線との競合に配慮しながらバス路線の新設を図ります。

### 【協力】

#### 市

都市計画道路など走行環境の整備等を行います。



### 事業 2-2.関係者の協働による新たな公共交通の導入に向けた取り組み（モデル地区）

### 事業 2-3.関係者の協働による新たな公共交通の導入に向けた取り組み（展開地区）

本事業は、事業 3 に示す 3-1.市民との連携による新たな公共交通の仕組みの形成（ガイドラインの作成）に基づき、関係者との協働により新規交通検討地域における新たな交通施策について、既存の公共交通網を活用しながら、地域のバス停、公共施設、駅などを拠点とした持続可能な新たな公共交通の導入を検討します。

なお、新たな公共交通について市民が検討しやすいように、市がモデル地区を選定し、先導して新たな公共交通の導入に向けた取り組みを行います。

展開地区では、モデル地区を参考に市民が主体となって運行計画等を作成し、市は、その実現に向けた支援を行います。

**【実施主体】**

**市**

新規交通検討地域の縮小に努めます。

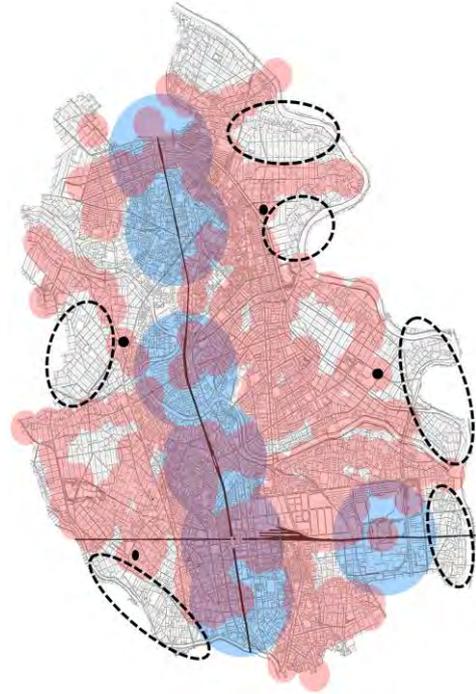
**【協力】**

**市民**

運行計画の作成にあたり、ニーズに関する意見交換を市と行うなど、新規交通検討地域の縮小に向けた取り組みに協力します。

**バス事業者、タクシー事業者**

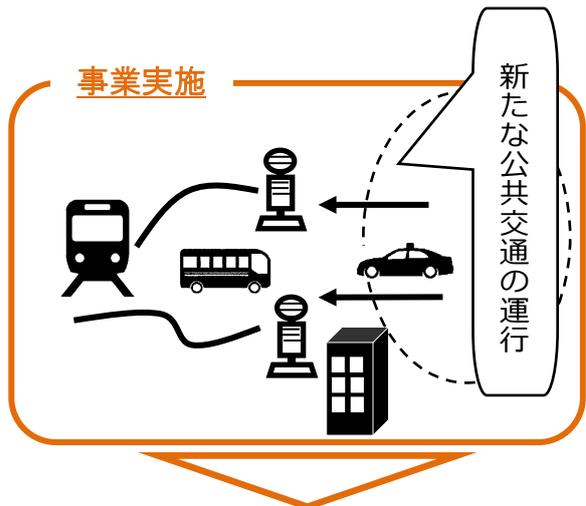
既存の事業を活用し、車両の運行等を行います。



**今まで**



**事業実施**



**将来形**

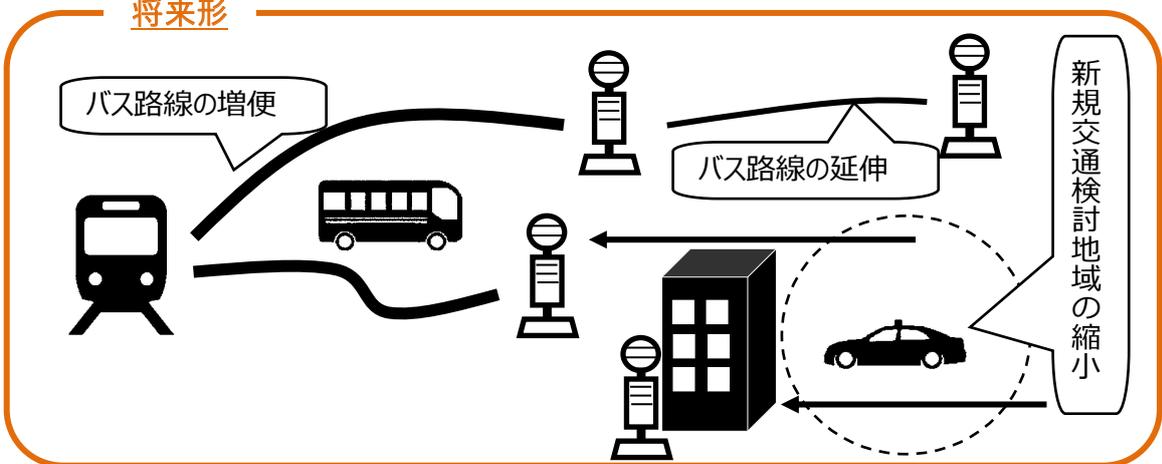


図 新たな公共交通の取り組みのイメージ

### 事業3.公共交通を持続可能なものとするための仕組みづくり事業(目標3に対応する事業)

#### 事業3-1.市民との連携による新たな公共交通の仕組みの形成(ガイドラインの作成)

市民との連携による新たな公共交通の取り組みの方法として、新たな交通施策の実施に関するガイドライン(手引き)を作成します。

また、このガイドラインを市民へ周知し、新規交通検討地域における新たな公共交通の導入や改善を進めます。

##### 【実施主体】

###### 市

ガイドラインの作成を行います。

###### 市民

ガイドラインに基づき、運行計画の作成等の運行計画に関わる主体となります。

##### 【協力】

###### 公共交通事業者

ガイドラインを作成するための必要な調整等を行います。

#### 事業3-2.案内マップ・利用促進ツールなどの作成

系統別に色分けされたバスマップや、乗用タクシーの営業所の所在地が示されたマップなど、市内の公共交通に関する情報を網羅した案内マップを作成し、公共交通の利用促進ツールとして活用します。

また、本市の公式ホームページ上の「こしがや住まいるマップ(インターネットを通じて地図情報を提供するシステム)」において、観光スポット等と連携して、各公共交通の運行内容等を分かりやすく提供できるシステム導入を検討します。

##### 【実施主体】

###### 市

マップの作成に向けた調整や印刷を行い、幅広く市民に配布し、公共交通の利用促進を図ります。

こしがや住まいるマップ上に公共交通に関するコンテンツの作成を検討します。

###### 公共交通事業者

バス停やルートの変更の情報提供や、マップの案内方法について、市と連携を図ります。

##### 【協力】

###### 市民

マップを活用し、公共交通の積極的な利用に努めます。

### 事業 3-3.モビリティ・マネジメント

マイカーから公共交通への自発的な転換（行動変容）を促すための施策であるモビリティ・マネジメント等、公共交通の利用意識の向上を図り、公共交通の利用促進による環境負荷の低減につながる施策を推進します。

具体的には、バス事業者と協働で、小学生などの児童を対象としたバスの乗り方教室を実施し、将来的な利用のきっかけとすることや、越谷市へ転入してきた方に対して公共交通に関する総合的な情報を提供することで、日常生活における移動の中で公共交通を活用していただけるきっかけとなるような取り組みを検討します。

#### 【実施主体】

##### 市

モビリティ・マネジメント事業の実施主体となります。

#### 【協力】

##### 公共交通事業者

市の事業に必要なに応じて協力をします。

## 第5章 計画の実現に向けて

### 5-1 計画達成に向けた評価

計画の実現に向けては、第4章で示した実施事業とスケジュールに基づき事業を展開していきますが、計画達成に向けた評価として、下表に示すように、計画の進行管理として越谷市地域公共交通協議会の継続開催と、事業実施状況や達成状況の確認、評価、また、必要に応じた見直しの検討を行うこととします。

なお、中間評価年（平成30年度）、最終年度（平成32年度）の2時点において実施状況を確認し、PDCAサイクルとして事業の評価と改善を行っていきます。

#### <計画達成に向けた評価の流れ>

事業メニュー	実施年度	計画期間5か年				
		H28	H29	H30	H31	H32
事業1 公共交通網の形成事業 (目標1に対応する事業)		事業の検討・実施				
事業2 鉄道や路線バスを利用しづらい地域のサービス改善事業 (目標2に対応する事業)		事業の検討・実施				
事業3 公共交通を持続可能なものとするための仕組みづくり事業 (目標3に対応する事業)		事業の検討・実施				
計画の進行管理		越谷市地域公共交通協議会の継続実施施策実施の進行管理を行う				
実施状況の評価、数値の評価			中間評価		最終評価	

#### 中間評価の内容

- ・事業メニュー実施の進捗状況あるいは検討・協議状況の確認、課題の把握

#### 最終評価の内容

- ・事業メニュー実施の進捗状況の確認
- ・数値目標の達成状況の確認（全数値目標）

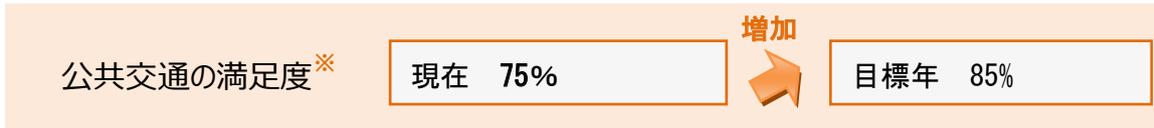
## 5-2 目標の評価指標

本計画における目標値を以下のように定めます。

なお、目標の達成状況を明確化するため、目安となる評価指標と目標値を設定します。目標値は、現在値に対する目標として設定し、計画期間にあわせ平成 32 年度とします。

### 目標 1 に対する評価指標

#### →①公共交通に対する満足度の向上



※第 4 次越谷市総合振興計画・後期基本計画における、鉄道、バス、タクシーを含めた公共交通全体の満足度

### 目標 2 に対する評価指標

#### →②乗合交通利用圏域の面積カバー率



### 目標 3 に対する評価指標

#### →③公共交通（鉄道、路線バス、乗用タクシー）の一日平均利用者数



○鉄道利用者数：市内各駅一日平均乗車人員の全駅総数（平成 25 年度データ）

〔資料：東武鉄道㈱、東日本旅客鉄道㈱〕に基づく越谷市統計年報より

○路線バス利用者数：市内路線バス一日平均利用者数の全路線総数

（平成 26 年 12 月 1 日現在）〔資料：越谷市統計年報より〕

○乗用タクシー利用者数：市内タクシーの一日平均利用者数

（平成 26 年データ）〔埼玉県乗用自動車協会及び埼玉県個人タクシー協会提供資料より〕

## 5-3 関係者による役割分担・連携による取り組み

計画の目的、目標の達成のためには、市民、交通事業者、市などの役割分担、連携により取り組んでいくことが必要です。本計画を効果的に推進していくために、「基本方針・計画の目標」を関係者が共有し、その達成に向けて、関係者がパートナーとして連携しながら、各々の役割を果たしていくとともに、計画の状況把握及び取り組みを進めることとします。



## 越谷市地域公共交通網形成計画（概要版）

～利便性が高く“持続可能”な公共交通網の形成を目指して～

---



越谷市都市整備部都市計画課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号

TEL 048-964-2111（代表）